第5回 彦根市行政評価委員会 彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第5回 彦根市行政評価委員会		
日時	平成 27 年 12 月 25 日 (金) 午後 2 時 00 分~午後 4 時 30 分	
場所	彦根市役所 3 階 32 会議室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	産業部次長、産業部各関係課職員 [事務局] 企画振興部次長、企画課職員
欠 席	委 員	赤木委員、池上委員、森委員

【開 会】

【委員会の成立について】

委員8人中、5人が出席。半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

【前回評価施策に係る評価確定(振り返り)】

第4回委員会にて評価した施策について、前回質疑等を踏まえての確定作業。

(421 農業の振興)

- ・評価点について、修正なし
- ・総括評価における「評価できる点」、「努力・工夫を求める点」のいずれにも担い手の 育成の具体的な支援促進策が記載されており、矛盾があるとの指摘に基づき事務局案 修正。「評価できる点」における担い手育成は小学校の児童生徒に対する農業体験な どの農業教育的な部分、「努力・工夫を求める点」における担い手育成は農業に携わ る後継者育成的な部分として整理する。

(422 林業の振興)

- ・評価点について、修正なし
- ・総括評価「努力・工夫を求める点」記載内容についての文言整理。

「企業や市民ボランティアの活用方法」→「企業や市民ボランティアがより活躍できる ための仕掛けや関わり方」

『「振興」といえるにあたる事業展開』→「産業としての林業振興に値する事業展開」

(423 水産業の振興)

- ・評価点について、修正なし
- ・総括評価内容について、事務局案に変更なし

(522 国際交流の推進)

- ・評価点について、各委員間での差がかなり大きいことから、委員会での調整が必要との 判断により保留
- ・総括評価内容についても、同様の理由により保留

【今回評価対象施策に係る評価】

【431 観光の振興】

産業部次長により施策の内容、平成 26 年度の取組内容及びその結果について説明 [現状と課題]

本市では魅力的な観光資源を有しているが、観光による経済効果を高めるために、宿泊を伴った着地型の観光を推進していくことが重要と思っている。中でも特に彦根城は本市の観光にとって、これまでも、またこれからも欠くことのできない重要な観光資源。リピーターの確保や新たな来訪者等の獲得に向けて、さらに城郭の魅力を発信していく必要がある。

また、彦根城だけでなく町なかや佐和山、里根の回遊が徐々に増加してきている。こういったことから受け入れ環境の整備を図るとともに中南部等、荒神山、中山道においての観光資源の活用というものも求められている。

また、観光については彦根市だけでなく、広域的な連携が昨今、必須となっており、 共通のテーマ、自立性を持った連携をとり、面的な広がりを持った観光地として国内外へ 発信する必要がある。国においても観光立国、地域経済活性化戦略、いわゆるインバウンド対策観光ということで、特にアジアからの誘客に重点を置いている。本市においても近隣の長浜、米原市等との連携の中で観光資源のPRや受け入れ体制の充実を図っていきたいと思っている。

また、観光については単に観光業務だけでなく、地域の大きな経済対策等に関連する ものであり、観光客等の交流人口の増加を図っていくことで経済対策にも波及をさせてい きたいと思っている。

また現在、観光企画課においてもフィルムコミッション室を併設しており、彦根城を 初めとする本市の歴史文化遺産はこれまでからも映画の撮影等にも使用されてきているが、 こういったロケ等の件数も増えてきており、こういったことを活用し、広報宣伝等を積極 的に行うことも必要とされている。

〔目指す成果〕

町なか観光あるいは滞在型観光の促進により、地域の活性化につながり、経済効果が 生まれること、来訪者を気持ち良くおもてなしのできるまちというものを目指していると ころ。

[取り組む主要な事業]

ここに挙げている 1 番の観光資源の活用から 6 番、集客都市の実現に向けた取り組みを挙げている。

26 年度における事業の取り組み概要については、城まつり、ご当地キャラ博等、既存のイベントを 26 年度は彦根城フェスというイベントとして、取りまとめてトータルで発信するとともに、彦根城流鏑馬など新たなイベントを創出して、観光客の誘客を図ったところ。

[指標による評価]

観光入込客、観光客数並びに外国人の観光客数を数値に反映させていただいており、 入込客数は昨年度、25 年度に比べ若干減少はしているが、宿泊人数は増加しており、滞 在型観光推進の効果は出ているものと思っている。

外国人の観光客については、年々急激に増加し、既に評価目標値を達成している。これは京都、大阪等の観光地と近いという利点もあり、その辺も認知されつつあると思っている。

[今後の施策の展開]

今年度、平成 27 年度は彦根藩主の井伊直弼公生誕 200 年祭という年にも当たり、そのイベントが一昨日、閉幕をいたしたところだが、その直弼公の再評価、魅力の発信、そういったもので誘客の促進を図っている。

また昨年度、経済活性化委員会を設置したが、その中で今年度、観光をテーマにご協議いただいており、今年度策定の彦根市観光振興計画についても、その中で諮問し検討をいただいている。今年度中の策定を進めているところとなっている。

広域観光につきましても 28 年、来年度、NHKの大河ドラマでもとり上げられている 石田三成等もまた注目を浴びるというようなことであり、そういったことに観光誘客への 事業も展開を進めていきたいと思う。

ひこにゃんについては、引き続きこれまでのファンに支持されてきた要素を大切にし つつ、さらなる活用の可能性を探っていきたいと考えている。

関連する主要事業等については、挙げさせていただいているとおり。

[委員長より、各委員に意見、質問を求める]

○委員

彦根に観光で来訪される方たちの足についてお伺いしたい。バスや鉄道などいろいろな 手段があると思うが、例えば大阪方面から来る方と名古屋、東京方面から来る方の割合で あるとか交通手段などについて、ある程度の概況のようなものは情報は持っているか。

○産業部担当課

平成 25 年まで滋賀大学に協力いただき、観光が及ぼす経済波及効果の計算をしており、 そこでアンケートをとっていた結果があり、JRを使って来られる方はやっぱり京阪神が かなり多い傾向と、あとはバス等、高速道路を使って来られる方は中京エリアの方が多い という傾向はつかんでいる。特にJR沿線でのJR利用での誘客というのは西日本方面に 結構力を入れているということもあるので、JRで来られる方は特に大阪、京都の方が多 い傾向があると思う。

○委員

パークアンドライドについて既に取り組まれているということで、幾つかの実験的な事業をされているようだが、これは非常にいい施策なのではないかと思う。本格的にパークアンドライドを推進していこうとするときに、観光企画課だけではなく、市役所の中のい

ろいろな部門が提携しないといけないのではないかと思うが、どういったところとの協力 が考えられるか。

○産業部担当課

まず庁内の連携については、都市建設部の交通政策課、商店街事業との連携ということであれば地域経済振興課との連携も必要になってくる。あと観光駐車場の関係となると 城内になるため文化財課、こういったところの連携が必要になってくる。

○委員

既に庁内で連携機関のようなものが立ち上がっているということはまだないのか。

○産業部担当課

今のところはまだない。

○委員

ひこにゃんに関して。効果的に運用すると主要事業に書かれているのだが、今もどういう活動をされているのかよく分からないところがあるので、全国的に知名度が高い割にはもうひとつ押しが弱いような気もしている。そのあたりはどのように活用されていこうとされているのか。あとキャラクター商品。くまモンなどを見ていると、ありとあらゆるものがそろっていると思うが、地元の業者の比率や、有償になってからの推移を知りたい。

○産業部担当課

まずひこにゃんの活動からお答えする。ひこにゃんについては、彦根城で年間 365 日、1日3回登場してお客様をお迎えしており、あとは市内の各イベントであるとか県内、県外で行われる観光イベント、そういったところに登場させてPRを図っている。年間でいえば、大体市内で 26 年度が約 70 件、それと市外ですと 20 件超の件数でひこにゃんのほうは取り組みをしてPRの活動をしている。

ひこにゃんの商標については市内、市外という分析はまだ進んでいないのだが、件数と して 26 年度が契約件数で 492 件ある。

〇委員

ライセンス費は業者によって異なるのか。

○産業部担当課

許諾料は販売予定額の3%としている。

○委員

個人的な意見だが、レンタサイクルのニーズが低いと記載されているが、どこでレンタ

サイクルをやっているか分からない。駅におりて、どこでやっているか分からないし、巡回バスの乗り場も分からないし、非常にサインが分かりにくい。恐らく外国人も日本人も。多分、そのサインを良くするだけでも大分違うのではないかと思うので、ニーズが低いのではなく、特に観光シーズンは車が動かないので、歩くのも面倒だしサイクルに乗ろうとする方は多いのではないかと思う。そういうことで、駅をおりてすぐここにあるということが分かる形で表示をお願いしたいと思う。

○産業部担当課

巡回バス等の表示については、議会からもご意見をいただいており、駅をおりてからなかなかバス乗り場が分からないとか、彦根城に行くにしてもどちら側に行くかというのが分かりにくいというのがあるので、庁内も含めてJRと協議してまいりたいと考えている。

レンタサイクルについても、それぞれ駅前に1カ所のステーションがあるが、できるだけ分かりやすい表示をしていこうと考えている。

駅構内は今、既にいろいろな看板が乱立しており、整理していく必要もある。看板だけでお立ち寄りいただけるようなスタイルをつくり、そこで丁寧にご説明できるようなことに努められればと思う。

○委員長

私も感想というか意見として。観光の施策については本当にいろいろな点で高い成果を上げているので高く評価しているのだが、ただ一点、先ほど他の委員がおっしゃったように、巡回バスだけについては毎年、目標値を大幅に下回っているという結果がずっと続いているので、やはり抜本的な見直しもある程度必要かなという思いもあった。今、今後の方向性について意見を伺ったが、これだけでいいのかを含め、やはりもう少し目標値に近づけられるような具体的な施策というのがあってしかるべきかと思うので、そういう点も含めて検討いただければと思う。

[ここまでの質疑の内容を踏まえ、事前評価の点数変更について確認。変更なし]

「総括評価]

委員長より総括評価をとりまとめるにあたっての意見を求める。

○委員長

特に意見なしのため、事前評価における総括評価の各委員の意見、本日の質疑の内容等を踏まえ、事務局にとりまとめをお願いし、次回の委員会で委員会としての決定を行う。

【424 工業の振興】

[めざす成果]

産業部次長より施策の内容、平成 26 年度の取組内容及びその結果について説明 [現状と課題]

企業立地については国の企業立地促進法により策定した彦根市企業立地基本計画に基づき事業を実施している。企業による工場の新設や増設を奨励するために、これまでも彦根市工場等設置奨励措置条例を実施している。

しかしながら、数年来の不況の影響を受け、平成 20 年度以降は各企業とも設備の投資を控えられておるというような傾向にある。また市内の三つの大学、彦根工業高校等の教育機関の持つ資源を生かした人材育成といった分野で、企業との連携をこれまで以上に強化するため、産学連携を旨としていく必要があると認識している。

また地場産業については、他の産地や輸入品等との競合により厳しい状況にある。このような状況のもと、和服業界では大学や県の工芸技術センターとの協働により環境に配慮した付加価値の高い新商品の開発に成功され、販路の開拓に向けた取り組みが始まっているところ。

特に地場産業については、この後の 26 年度の事業にあるが、彦根市の地域経済活性化 委員会を立ち上げ、地場産業の活性化に向けての審議等もいただいており、答申をいただ いているところ。

世界同時不況により、市内における企業の環境も非常に厳しくなってきている。緊急経済対策として住宅リフォーム促進事業やセーフティーネット保証付き融資を受けた者に対する信用保証料の一部を補塡する事業を実施し、雇用対策として緊急雇用創出事業あるいはふるさと雇用再生特別基金事業に取り組んでいる。

ベンチャー企業等を含めた企業の新分野への進出の取り組みを支援するためのインキュベーション施設や制度融資等の紹介、相談などを充実させていく必要があるという状況にある。中小企業者への市場経済の変動により経済状況が左右されやすいため、経済対策を講じる必要がある。信用力、担保力が乏しいことにより金融機関から融資を受けられない小規模企業の振興、発展には公的で簡易かつ低利な融資を行うことが必要となっている。

企業立地を促進し、雇用機会の拡大、消費者の向上を図り、本市の財政基盤の強化を 目指す。

[取り組む主要な事業]

26 年度における主要な事業の取り組み内容として、特に先ほど申し上げた地場産業の振興において、彦根市経済活性化委員会を立ち上げ、地場産業の活性化について答申をいただいているところであり、27 年度にその答申等に基づき必要な予算措置等も行ったところである。

[指標について]

工場等の設置、奨励件数、工業製品の出荷等を挙げさせていただいている。リーマンショック後の製造業をめぐる状況は厳しいものであるが、国においても各種景気刺激策をしておられる。こういったことから一部の業種が伸びてきているというようなことから回復傾向を示している取組であり、今後においても国において継続的に進めていただいており、本目標の達成をお願いしているところとなっている。

〔今後の施策の展開〕

企業立地促進法に基づきます企業立地基本計画について、彦根市域から湖東圏域に地域を拡大して実施しているが、27 年度からの第 2 期の湖東圏域企業立地基本計画の策定を行ったところである。今後はその基本計画に沿って施策を推進していくという予定。

また企業誘致の関係では、26 年度において野田山工業団地の工場用地については全て 売買契約が成立し、企業からの用地の引き合いがあった場合に、主として紹介できる用地 が現在なくなった。今後、民間事業者による工業用地の開発を進めていくための施策の検 討が必要と思っている。

[委員長より、各委員に意見、質問を求める]

○委員

「めざす成果」のところに企業立地を促進し、雇用機会の拡大、消費力の向上、本市財政基盤の強化を目指すと記載されており、今回、企業誘致という点ではいろいろと努力されているという評価は出ているが、それ一つしか目指す成果がないというのはちょっと、企業誘致だけじゃないだろうという感じを受ける。同じ「きぎょう」でも起こす起業の起業をどれだけ応援していけるか、彦根で事業を起こすとやりやすい環境にあるとか、そういうことを目指す成果と両輪としてあるべきではないかと思うが、その点はいかがか。

○産業部担当課

その通りであり、企業誘致の促進ということで、今、企業誘致、既存企業の拡張、増設

等については現在、一生懸命取り組んでいるが、おっしゃっているように起業や創業といった部分は非常に今後、市として発展していくためには新しい産業が欠かせない要素のように思う。

今年度、彦根市では彦根市創業支援事業計画を策定し、国の同意も得ている。創業支援事業計画にのっとって創業者の方をこれから支援していきたいと考えている。いろいろ税制面の優遇措置等があるので、そういったものを活用していただけるように、今後、PRをしていきたいと思っている。今おっしゃっているように創業、起業という観点はこれから大事だと思うので、その部分についても取り組んでいきたいというふうに思っている。

○委員

ぜひ目に見えるように、「めざす成果」のところに文章としてそういう事が挙がっているほうがいいなと思う。

○委員

関連して、インキュベーション施設の紹介とあるが、彦根市の場合はどういう状況か。 補助的なものはないか。

○産業部担当課

インキュベーション施設は彦根市には無い。米原の西口に SOHO という県の施設があり、そこを紹介するようなことにしている。直接、インキュベーション施設ではないが、彦根市には東北部工業技術センターというものがあるので、いろいろな技術開発とかについては、特にバルブ産業ですとか中小企業のそういうところはその東北部工業技術センターの職員がいろいろ技術開発の支援とかもされているようなので、そういった県の施設等を活用して紹介していきたいと考えている。彦根市独自としてインキュベーション施設は持っていないので。また、彦根市では現在インキュベーションに対する補助制度は持っていない。

○委員長

地場産業の振興について。ここでは仏壇とバルブの目標が出ているが、もう一つ確か縫製があったように思う。それについて何の記述もないので、これについてどのような位置付けで、かつどのような支援等をされているのか。

仏壇産業におきましては、新聞か何かで見たが、七つの工程があって、そのうちの二つの工程で職員が今後確保できなくなると、そういう危機があり、そうなると仏壇産業について大きな打撃を負うことになり、せっかくの伝統工芸が衰退する可能性もあり得ると

思う。それに対して市としてはどういうような形で支援なり援助なりを考えているのかということをお聞きしたい。

○産業部担当課

縫製、もちろんファンデーション産業というのも重要な地場産業の一つである。先ほど次長からの説明にもあったが、昨年度、彦根市経済活性化委員会というものを立ち上げ、彦根市地場産業の活性化基本方針という行動計画というものを策定した。経済活性化委員会を開き、委員の皆様からいろいろとご意見をいただいて、市としての基本方針と行動計画を定めたということ。

その中で、縫製については記述自体が余りないのだが、例えばアドバイザーの受け入れによる海外展開についてとか、ファンデーション産業もちょっとじり貧の傾向にはあるものの、中には海外展開を目指しておられる企業もいらっしゃるので、その企業などに対してはアドバイザーを受け入れて、そして海外展開に向けての支援策ということを今やっているところである。それについては国のJAPANブランド育成支援事業という中小企業庁の制度があるが、その補助金を活用し、現在、海外への販路の拡大に向けて取り組みを進めているという状況である。

仏壇においては七職あるが、おっしゃるように伝統工芸士が特に少なくなってきており、何とか伝統工芸士の確保をしなくてはいけないということで、これも仏壇産業についてはその経済活性化委員会からの答申を踏まえ、職人養成のための支援あるいは海外事業に向けた市場調査の支援といったものも今、仏壇振興補助金の中で予算化し、支援を行っているところである。

3 地場に共通した支援としては、例えば国の補助金等を活用したいが、小さい企業ではなかなか国の補助金までとってこられないとかいう悩みを聞くので、国等の補助金の支援策の申請等の手続を代わりにしていただけるような支援策を彦根商工会議所の中に窓口を設け、要は国の補助金を活用しやすくする、そういう体制を整えているところである。

仏壇については、技術者を後々まで残していく必要があるので、職人養成のための支援 ということで、今年度、二人の技術者支援をしており、来年度はさらにもうちょっと人数 を増やして、4 名ぐらいの技術者の支援をするための補助金を確保しようと思っていると ころである。

○委員

これは質問ということではなくて、今の話を聞いての感想だが、仏壇というのはかつて

私が幼い頃ぐらいにはどの家庭にもあったと思うのだが、今は多分置かない家も多いと思う。単身世帯も増えているし、若い夫婦の家には仏壇がないといった状況において、これから求められる仏壇、これまでの形と同じものにこれからも需要があるのかどうか、縮んでいく需要を今度はどこで補うのかというところ。それは今考えておられる部分だと思うが、それを本当に事業者と一緒に考えるような体制、つまり市場の動向を分析したり、今どういうところに需要があるのかとかそういったことを、技術を持っているだけではニーズを把握できないことも多いと思うので、第三者の目でこういうニーズがあるということを一緒に探してあげられるような体制をとにかく作ることが大事ではないかと思う。

○委員長

それに関連して、多分、協会ではchantoとか柒+、そういった事業をされている。 例えば仏壇の技術を用いた新しいイノベーションを展開されていらっしゃると思うのだが、 そういったところに対する援助ということも考えていると理解してよろしいか。仏壇以外 のそういう仏壇の技術を使った製品開発という部分について。

○産業部担当課

新商品については、おっしゃっている柒+とかchantoさん、chantoさんは個人の仏壇、個人名になるが、株式会社井上さんがやられている。柒+というのは仏壇の青年部の有志が集まってというものになる。

基本的に私どもの補助は、仏壇事業協同組合に対して支援をしているもので、組合に対するいろいろな振興事業を補助している。そういった新商品の開発については、むしろ私どもの補助というよりも国の補助金を活用されている。直接、国は一企業に対してぼんと入れる補助金が幾つかあるので、販路開拓、新商品開発、そういった国の補助金をうまく活用してやられているということ。私どもは仏壇組合全体の応援をしており、個別については個々に補助金をとってきて今、展開されているということになる。

ただ、やっぱりおっしゃられるようにニーズが、今は大型仏壇がなかなか売れないということなので仏壇も大分小型化している。中には仏壇と言わずに、もう仏壇ではなくているいろな小さいもの、生活空間に置けるようにマッチしたようなものにも挑戦されている。そういった仏壇の技術を生かした新たな新商品の開発というところも大事だと思うので、そこら辺は国の支援なり、あるいは市の組合を通じた支援なりで、カバーしていけるようにしたいと思う。

○委員

彦根市の工場等設置奨励条例について。どういうものかというのはご回答いただいた中でおおよそ把握できたと思う。雇用奨励金だが、常時雇用したときに一人 10 万円を交付するということ。私が見逃しているのかもしれないが、具体的に昨年度は何人とかいう数字が資料のほうにも無いように思うので、お分かりでしたら教えていただければと思う。

○産業部担当課

工場等設置奨励金というのは工場の新設、増設、移設に対しては、それに伴って固定 資産税が発生するため、その固定資産税見合い分の固定資産税を納めていただき、翌年度 100%、その次の年に75%、その次に50%ということで固定資産税のそれぞれのパーセン テージをかけた奨励金を3カ年にわたって支出すると。これは彦根市の奨励金であり、雇 用奨励金はおっしゃっているように、増設、移設、新設に伴って常時雇用した場合に一人 10万、200人限度ということで、条例規則で決めている。

ただ最近では、この雇用奨励金というのはなかなか出していない。直近では平成 24 年度に 30 万円の雇用奨励金で、その前になると平成 22 年度の 240 万円ということになる。 ここ 25、26、今年度も含めてだが、雇用奨励金の支出は無い。

これには要件があり、事業を開始された事業開始日の前後各 90 日の間に雇用保険法に 規定する雇用保険に入ってもらうということ、その従業員として従事して、かつ奨励金を 交付申請したときに、ずっと雇用してもらわなくてはいけないということがあり、なかな か出入りが激しいこともあるということ、それと創業開始前後、90 日の間に雇ってもら わなくてはいけないという細かい規定があることから、なかなか該当してこないというこ とになる。やはり臨時とかパートの方もいらっしゃるので、なかなか雇用保険法の適用を 受けておられる従業員という方も少ないというのが現状なので、最近では雇用奨励金の支 出は無いということ。

[ここまでの質疑の内容を踏まえ、事前評価の点数変更について確認。変更無し] [総括評価]

委員長より総括評価をとりまとめるにあたっての意見を求める。

○委員

事務局にお願いしたいのだが、私の総括評価のところが空欄になっている。施策に対する意見等に記載している意見を努力・工夫を求める点に入れていただきたい。

○事務局

了解した。

○委員長

他には無いようでなので、今の意見を踏まえ、事務局で取りまとめをお願いする。

【425 商業サービス業の振興】

産業部次長より施策の内容、平成 26 年度の取組内容及びその結果について説明 [現状と課題]

消費者ニーズの多様化に対応しての郊外型大型量販店の出店等により、既存の商店街等の顧客が減少し、空き店舗の増加、中心市街地人口の減少が誘発されている。

平成 11 年に彦根市中心市街地活性化基本計画を策定し、これまでハード事業を中心に整備を行ってきた。依然として中心市街地の空洞化は進行しているが、整備された施設を有効に活用したソフト事業の展開などの新たな試みが求められている。

また、地域に密着した伝統的な商店街のイベントに加え、花しょうぶ通りの商店街等が 主催する勝負市や、あるいは彦根商店街連盟による、ゆるキャラ祭りなど、交流人口と市 内消費の増加につながるイベントが誕生してきている。マンネリ化や継続が困難な例もあ るので、こういったイベントをいかに盛り上げて、活性化につなげていくのかということ が課題になってきている。

また高齢化、後継者の問題も抱えており、商店街全体の活気が低下しつつある状況でもある。中小小売業者は市場経済の変動により経済状況が左右されやすいというようなこともあり、景気後退時には消費者の購買力を高める施策を講じる必要があると思っている。こうした信用力、担保力が乏しいことにより金融機関からの融資が受けられない中小企業商業者に対して簡易貸付けや公的融資を行うことが必要となってきている。市場においても消費者ニーズの多様化や市場外流通、大型店舗の独自流通の拡大により、卸売市場から取扱高が年々減少しているというようなことから、彦根総合地方卸売市場では卸売業者等に対する施設使用料の減免により支援を行っている。

物産の振興については、物産展等において彦根市の物産を広く宣伝、紹介しているが、 観光客を対象とした付加価値の高い特産品の開発や新たな販路を開拓することが求められ ているところとなっている。

[めざす成果]

住民のニーズを反映した商店街の取り組みを支援することで商店街と住民の交流と協働を促進し、商店街の地域交流の担い手としての役割を強化するとともに持続的な地域経済の活性化を目指す。

また、地域住民やNPO法人などの多様な主体が商店街の取り組みに参加することで、 新たな人的ネットワークの構築や異業種交流が促進され、地域活性化のための魅力的な取 り組みが行われることを目指している。

〔主要な事業〕

従来からの取組等を主に拡充等を図っている。

[指標による評価]

商店街の活性化を図るためには景観統一などのハード面の整備と併せ、それぞれの商店街が特色ある事業を展開する必要があると考えている。高齢化による後継者問題も抱え、事業の継続が困難な店舗が増加しているが、新たなイベントも誕生しており、新しい商店街の姿を模索していく時期になると考えている。

〔今後の施策の展開方法〕

工業の振興と併せて、商業サービスの振興というのは重要。高齢化による後継者の問題等を加え、事業が継続的に困難な店舗が増加している既存の商店街の活性化と中心市街地の居住人口の増加、まちの活性化を図るために 26 年度に実施した中心市街地活性化検討調査の結果を踏まえ、中心市街地の今後のあり方を検討していくほか、費用対効果を検証しつつ、事業の継続を行っていく。

[委員長より、各委員に意見、質問を求める]

○委員

施策の概要の市が取り組む主要な事業の項目において、中心市街地活性化検討調査が実施されたということだが、この調査を通じてどういったことが分かったのか、あるいはそれを通じてどういう方策をこれから打ち出そうとしているのかということがもし現時点であれば教えていただきたい。

○産業部担当課

中心市街地活性化検討調査として 26 年度に実施している。これは中心市街地、いわゆる旧市街地エリアの 320 店舗の個店、お店のアンケート調査、そして自治会長へのアンケ

ート調査を行った。加えて、各種団体のヒアリング調査を実施した。46 名の自治会長の うち 39 の自治会長から回答をいただいた。個店については 320 店舗が対象で、176 の店 舗から回答があった。

この調査により、今まで行ってきた中心市街地活性化のいろいろなハード事業等があるので、そういったものを検証し、効果があったのかどうかといったことをアンケート調査で行っている。例えば夢京橋キャッスルロードや、あるいは四番町スクエアなど、観光客をある程度多く集客できる整備については一定の効果があったということは言われているけれども、中にはファサード整備で商店街の建物の表面を全部同じように色調を統一するという事業があり、中には小さい商店街でそれを実施するが、なかなかお客さんの集客には結び付かないといったようなこともアンケートの中に見られた。それと、やはり外面を良くしてもなかなかお客さんが来ないといったようなこと、それとやっぱり店舗自体が高齢化していてなかなか後継者がいないといったような問題や、もうハード事業は全てやり尽くしたので、ソフト的な事業も含めてもっと新たな中心市街地のビジョンが必要だというような意見等もあった。

そういった取り組みの中でいろいろな方向性が出てきて、今年度、何とかしなければということではあるが、中心市街地、旧市街地の活性化自体はなかなか一つの課だけでできる話ではないことから、16の課が集まり、プロジェクトチームをこの間、作ったところ。 彦根市中心市街地活性化に関するプロジェクトチームというものを作り、今、関係する課を16集めて協議を行っている最中となっている。

ただ、ハード整備を行った計画自体も平成 11 年 1 月の中心市街地活性化基本計画に基づいていろいろなハード整備を行ってきたが、既に 10 何年が経過し、もう計画が失効してしまっているため、新たな計画づくりをどうしていくのかということを今後、課題として取り組んでいるところとなっている。

法定の計画を作ろうと思うと、内閣総理大臣の認定を得る必要があり、いろいろと目玉となるハード事業がないとなかなかその計画の認定をもらえないといった部分もあり、ちょっとハードルが高い。ただ一方では商工会議所などからは早く法定計画を作って、もうちょっとまちの活性化に向けた取り組みを進めたらどうだという意見もいただいている。現在、市としては前へ進めたいのだが、なかなか進めないというジレンマに陥っているような状況であり、関係する関連機関を介してどうしたらいいのかというのを模索しているような状況である。

○委員

施策に対する意見のところに書かせていただいているが、要するに高齢化することによって後継者がやっぱりしんどいということが今のご説明の中にもあった。それもあるけれども、商業サービス業といえば、物が売れるとかサービスを利用する人がいるから成り立つということで考えると、要するに社会が高齢化をすると、その買い手というか、利用側が高齢化するわけとなる。だから、そこのところとちゃんと結び付かないと難しいように思う。

だから、私はやっぱり福祉とどうつながっていくかというのは、ほかの全ての施策とも 関係があるが、そこのところをしっかりやらないと、商業サービス業はしんどいような気 がしている。そのあたりの対策といったことで、何か考えていることはあるのか。

○産業部担当課

確かにおっしゃるとおりである。

新しい中心市街地の計画というのも、実は昔の中心市街地の平成 11 年 1 月に作った計画というのは、都市基盤の整備というのと商業の活性化という 2 本柱しか国の法律がなかったのだが、今はそれに加えていかにまちの中に人を住まわせるかという町なか居住の推進と、あと都市福利施設、いわゆる福祉のための施設や教育関係の施設の整備、それから公共交通の利便性の増進など幾つも柱が出てきており、かなりこの計画を作るに当たってはいろいろな柱立ての中で総合的、複合的に考えていく必要が出てきている。国が目指しているのが、高齢者が歩いて暮らせるまちという、コンパクトシティと言われる、その概念が今、国で言われており、そのコンパクトシティを目指して、どのように中心市街地を活性化していくのかということが大きな課題になってきている。

おっしゃるように利用者の方も確かに高齢化されてきており、お店の方も高齢化されてきているということになるので、そしてましてや個店にはなかなかいらっしゃらないこともあり、そこら辺は一つの課題なので、今後新しい計画を作るような場合についてはその福祉の視点も入れ、特に高齢化の視点を入れて作っていく必要があると思っている。

そういう意味で福祉との連携というのは必要不可欠と考えているので、認識させていた だきたいと思っている。

○委員

商工会議所、商工会育成事業だが、これは他の委員の質問にもあるように、補助の金額がそれなりに大きい。ところが、指標を見ると、指導件数が23年度の121から24年度の

83 まで減っているということで、この点について市はどのように考えているか。

○産業部担当課

指導自体は減っている。

補助金を出して事業を推進してはいるが、実際、相談に訪れる件数については社会的な 経済情勢等もあるので、なかなかそこはリンクしにくいと感じている。例えば補助金の額 を上げると、それがそのまま指導・相談件数に結び付くというものではないのでなかなか 難しい。

○委員

でも経済情勢からいうと、リーマンショック当時であったこともあり、平成 23 年のほうが厳しかったのではないかなと思うが。

○産業部担当課

それとはちょっと結び付けていない。なかなか相談件数と結びついていかないという 部分はあるのですけれども、補助金は確かに毎年、商工会議所、商工会にはかなり出させ ていただいているのは事実である。

中小小規模企業者への支援というのは、やはり市が直接行うことはなかなかできないので、どうしても中小小規模企業者の支援というのは商工会議所なり商工会を介して行っていただいており、それぞれがやっぱり地元の企業などに密接に関わっていただいているというようには思っている。なかなか数字には表れてきていないが、いろいろと密接に関わって相談に乗っていただいているという状況である。

ただ最近では、商工会議所は極めて広範囲にわたっていろいろ手を広げておられ、まちづくりの分野にわたって、観光面にわたって、多方面にわたって、今、手を広げられているような状況なので、私どもももう少しそれぞれの役割分担をしっかりして、そこら辺をきちんとしていく必要があるように思う。

それぞれが商工会議所法なり商工会法とか法律に基づいてやっておられる事業であるので、私どもはやはりそれを間接的に補助金という形で支援させていただくということは重要だと考えているので、今後も相互に連携しながら実効性のあるまちづくりに向けて努力していきたいと思っている。

あと具体的な数値について、特にこの相談件数に含まれているのが巡回窓口、そして創業、金融のあっせんといった項目でカウントしているのだが、具体的な項目として窓口相談の数値が落ちていると、あと金融あっせんもちょっと落ちているので、もしかしたら経

済状態が悪いときほど相談に来られるのではないかと。ただ、市としましては、巡回相談のうち創業の相談については政策的に伸ばしていける数値かと思うので、その点については商工会議所のほうが手厚いであろう事業者の指導とか相談に乗るということをお願いしていこうと思う。

創業についてはかなり基準年よりは増えているので、機運というか、状況としては 21 年とか 23 年よりはやはり上向きではないかと理解している。

○委員

商工会議所や商工会の会員数が増えているとか、うまく増えない、もっと言えば減って いるのか、動向としてはどうか。

○産業部担当課

稲枝商工会のほうはやはり事業者は減っているように聞いている。商工会議所のほうでは、多分 1,600 くらいあるが、1,800 ぐらいを目標として今、一生懸命、勧誘活動をされている。稲枝商工会のほうは、やっぱり稲枝地域はどうしても事業自体を畳まれる部分も結構あって、かなり減ってきているということは聞いている。

○委員

小規模の事業者がなかなか融資を受けることができない、信用力が低いということで融資を受けることができない。それに対する公的な融資などをする必要があるということなのだが、お金を融通することも大事であるが、やっぱり一緒にいろいろなビジネスのアイデアを考える、あるいはどうすればニーズをつかむことができるかとか、そういったことを一緒に議論するような場面というのが必要なのだろうと思う。

事前質問への回答では、それは商工会であるとか商工会議所のほうで行われているということなのだが、これは市としてはそういった直接、事業者さんからいろいろな相談を受付けて、一緒に何か課題を解決しようとかそういうことではなくて、商工会と役割分担して、そういった一緒に事業者と議論したり、あるいは例えばワークショップとか、そういったものもあるかもしれないけれども、商工会のほうにもお願いして、市としてはそれに対する側面的な支援をして、そういうすみ分けをしているという理解でよいか。

○産業部担当課

きちんとしたすみ分けというまでには至っていないが、なかなかそういうストアニングとか経営指導を行うとなると、やはり専門の経営指導員とか専門的な資格を持っておられる方、あるいは経理面に非常に強い方とか、いろいろ専門性が必要になってくるので、

行政ではなかなかそこまでの相談にまでは乗れないというのが実情なので、専門的な指導 員を有しておられる商工会議所、稲枝商工会のほうでそこら辺はお願いしている。市はお 側面的に補助の形で支援させていただいているということである。

○委員

そこで商工会と今後の事業者との結び付きをもっと促したり円滑に進めたりするような、 もちろん補助金で支援するということも大事なのですけれども、そういうような場面づく りというのでしょうかね、そういった何か取り組みはないか。

○産業部担当課

商工会議所では、いろいろなセミナーを開かれたりしている。特にものづくりについてはものづくり支援室というものが商工会議所の中にできており、その中でものづくりセミナーとか、例えば海外販路向けのセミナーとか、いろいろなセミナーを開催されて、そこで講師を呼ばれて、講師とディスカッションしながらいろいろなプランニングをしたりとか相談に乗ったりとかされているので、市としては委ねているというような状況である。[ここまでの質疑の内容を踏まえ、事前評価の点数変更について確認。一部委員より事前評価点の変更申出あり。妥当性が10.0から11.2に、効率性が12.5から13.7に変更となった]

[総括評価]

委員長より総括評価を取りまとめるにあたっての意見を求める。

○委員

努力・工夫を求める点において。この手の施策は本庁の担当課というか、関連する課、 商業に関連する課と、そして商業の事業者、当事者と、そして商工会等の団体、その協働 の関係が非常に重要と思う。消費者も含めていいかもしれないが。

ただ、その一方で市役所の体制としては異動で人が変わる。本来、非常に長期的な人間 関係と助言等の技術の習熟が求められる分野ではないかなと思うのだが、あるいは市場の 分析であるとか、それが現在の市役所の人事の体制では確保されない。ちょっと大きな話 になってしまうのだが、そのあたりのことを書いていただければと思う。これは担当課に 対する注文ということではなくて、市の人事、日本の市役所というか官公庁のあり方に関 することとなるが。

○委員長

それでは今、委員から出た意見も踏まえ、事務局に取りまとめをお願いする。

【441 雇用の促進と勤労者福祉の充実】

産業部次長より施策の内容、平成 26 年度の取組内容及びその結果について説明 [現状と課題]

本市は国の緊急雇用対策事業に呼応して緊急雇用創出特別推進事業やふるさと雇用再生特別推進事業に取り組んでいる。高校、大学新卒者の就職につきましては依然として厳しい状況が続いている。またニートとかフリーター、高齢者等についても厳しい雇用情勢の中で、不安定な状況でもある。関係機関との連携を図りながら、就労対策や自立に向けた取り組みを進めていく必要がある。

また、従業員の就労意欲を高めるための関係機関との連携により優良従業員の表彰を行うとともに、障害者雇用の促進を図るため障害者雇用推進事業所表彰を行ってきた。今後においても雇用の促進と安定のため、こうした取り組みを継続していく必要がある。

また、ひこね燦ぱれすや勤労福祉会館においては、就労を支援するための講座や教室が 開催されており、今後において利用者のニーズを踏まえた事業展開、サービスの向上に向 けた取り組みを進める必要がある。

また、従業員の福利厚生を行っている彦根地域福祉勤労者互助会についても、会員数の 拡充の取り組み等に対して支援する必要があると思う。

近年、労働時間が高どまりで推移している。仕事に拘束される傾向にあることから自己 啓発や育児、地域活動に参加する時間的な余裕もなく、長時間労働により健康を害される 労働者も少なくない。

また、共働きの世帯が過半数となるなど人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育で支援などの社会的基盤は変化に十分対応したものになっていない状況になっている。平成19年12月、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定され、仕事と生活の調和の実現に向けて、官民一体となって取り組みが進められている。

本市ではこれまで各種の啓発に係る事業所訪問時等、関係機関と連携を図りながら働きやすい職場、環境づくりに向けて周知、啓発を行ってきたところであり、今後においても、関係機関との連携のもと取り組みを継続する必要があろうと思っている。

[めざす成果]

関係機関との連携による雇用の促進に向けた施策、就労意欲の向上への取り組み、勤労者の雇用が安定されること、また中小企業事業者や事業主の福利厚生の充実により勤労者福祉が向上されること、市民が健康で豊かな生活を送るために必要な時間が確保でき、市民の多様な働き方が選択できる社会を目指している。

[主要な事業]

雇用確保の充実から健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現のための事業。主要な事業の取組概要としては、これまでの取組等の拡充、継続で進めさせていただいているところ。

[指標による評価]

有効求人倍率あるいは次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、 策定した事業所数を挙げている。景気動向指数の一つである有効求人倍率については 26 年度では国で 1.11 倍、県平均で 0.98 倍ということになっている。彦根の公共職業安定所 管内では 1.23 倍ということで国、県を上回っている。今後においても公共職業安定所、 労働基準監督署などの関係機関と連携をより一層図りながら施策の展開をしていきたいと 思っている。

また、一般事業主の行動計画の策定事業者数については、23 年 4 月より 101 人以上の事業所にも策定の義務が課せられたということから、大幅に事業者数が増加している。 100 人以下の事業所に対しても策定推進に向けて引き続き周知、啓発を行っていく必要があると思っている。

〔今後の施策の展開方法〕

各施策について継続して取り組んでいるが、福利厚生については事業所自らが運営していくものであることから、さらに自主運営への支援に重点を置いた取り組みの推進をしていただきたいと考えている。

「委員長より、各委員に意見、質問を求める」

○委員長

事前質問もさせていただいたが、障害者の雇用について。雇用促進法では法定雇用率が 2%となっているということで、彦根管内では33社がまだ未達成、彦根市では数は分かっ ていないが何か55%が達成ということは、約45%が未達成といえる。では、未達成のと ころに対して、一体、彦根市としてはどのような指導、どのような形で各企業体に雇用促進を促しているのか、していないのか。している場合にはどのような形でしているのか、 そのあたりを具体的にご説明いただきたい。

○産業部担当課

約 45%が未達成ということであり、我々ももうちょっと啓発をしていく必要があると 痛感しているところであるが、具体的には9月頃に企業の人権の啓発強調月間があるので、 その際に我々がチームを組んで各企業訪問をさせていただいており、その際に法定雇用率 が 2%であるということをチラシを配布し、未達成のところについてはお願いしますとい うことで、文書を渡してお願いしているという状況。

9月から10月、11月ぐらいにかけて企業訪問するので、その企業訪問が主な啓発となる。

○委員長

この 2%は努力目標ではなくて義務。義務であれば雇用しなくてはいけないということになる。達成しないところについては何かペナルティーを課されるのか。

○産業部担当課

2%以上達成する企業については奨励金が出ている。

達していないところに関しては逆に支払う義務が発生する。指導や徴収はハローワークがしているのが現状。

○委員長

お金さえ払えば雇用しなくてもいいというような考え方を持っている企業も中にはあるかもしれないということか。

○産業部担当課

そのようにいえる。そのため、我々も優良従業員表彰と併せて障害者雇用推進事業所を表彰させていただき、優秀な取組をされている障害者雇用の事業所を年1回表彰させていただき、そういったことを契機にして、皆さんに法定雇用率を守っていただくように啓発をしている。その表彰を励みにしていただけるようにしたいと思っている。

これはおっしゃるように法定義務であるが、事業所の都合もありますので、なかなかお願いしても難しいこともある。職業安定所なども一緒に訪問されているので、関係部署がそれぞれ訪問して啓発していく以外ないかと思っているので、これからも地道に活動を続けたいと思っている。

○委員長

未達成が余りに数を数えたら多いので、ちょっとどうかと思ったので申し上げた。

○委員

ちょっと過激な話かもしれないが、互助会について。とても加入率が低いと思うのだが、 これはかなり限られているので、ふるはっぷとかいう民間の互助会組織があるということ なので、もうそちらにお任せしてしまうというか、そういうことは難しいのか。

要するに、この事業は継続していかないといけないのですかと、端的に言うとそういう話。民間に委託ではないけれども、お願いしてしまうみたいなことは難しいということか。

○産業部担当課

勤労者互助会の立ち上げ自体が行政主導で行ったという経緯等もあるらしく、官民一体となって組織されているというところもあり、市の職員も、市長が今、勤労者互助会の会長になっている。なので、官民一体で中小企業者の福利厚生に対してやっていこうということに取り組んでいるところである。行政が入っていることによってある程度信用してもらえ、信用性があって、中小小規模事業者にも互助会に入っていただけるというようなこともメリットとしてあると聞いている。

結構、勤労者互助会は頑張っているように思っている。加入率が低いといえば低いかもしれないが、加盟するのに 500 円と月々500 円の会費の中で、結構いろいろなニーズを踏まえて様々なことをしている。例えば平成 27 年度から会員の声を反映したいということで、おめでとうプロジェクトとして、誕生日月の会員を対象にして互助会に対する意見、要望を募っていらっしゃる。500 円相当の商品券を送っておられるということを聞いており、毎月大体 50 人ぐらいの意見が出され、反映できる部分は次の次年度の計画に提案されているということになっている。

その効果が結構出てきており、加入率も事業が文化事業と体育事業、厚生事業、給付事業の大きく四つの事業があるが、特に 26 年度については、厚生事業においては会員数に対しまして会員以上の利用、156%の利用があったと聞いている。事業そのものの見直しもされており、徐々にではあるが、その加入率も増えてきている。

私どもも一緒にまだ未加入の事業者に入っていただくようお願いに回っているということもある。行政とこの勤労者互助会の事務局が一緒になっていくことによって、少しでも加入率を上げるように努力するつもりである。

すぐに行政が手を引くというのはなかなか難しい。行政が2市4町で構成している。彦 根市と愛知・犬上郡の各町、それぞれが負担金を出して、運営補助を行っており、一気に 手を引くというのは難しいかなと思っている。

○委員

彦根市、愛知郡・犬上郡内の中小企業の事業主及び従業員などで、ここの加入率の分母はその中小企業に限った分母になっている。そうすると、やはり少ないように思う。どのぐらいを具体的に目標にされているのか。

○産業部担当課

今現在、12月1日現在は聞いたのだが、398の事業所、会員数は3,214と聞いている。ちょっと増えてきている。これもなかなか出入りが激しくて、結構大きい企業が去年やめられたというのがあって、大きい企業で100何人単位でやめられると、5人、10人の事業所が幾つ入ってもなかなか追いつかないという点もあるので一概には言えないが、なるべくそういう退会されるところを減らすということも頑張っていかないといけないと思う。新規勧誘と併せてやっていかなくてはいけないと思っている。目標の数としてはなかなか言えないが、できる限り多く何とか勧誘したいと。

○委員

分母が 56,000 だったか。中小企業だけになるのか。結構大きな加入者が集まっている のではないか。

○地域経済振興課

個人事業主から全部で、このような数字になっている。

[ここまでの質疑の内容を踏まえ、事前評価の点数変更について確認。変更なし] [総括評価]

委員長より総括評価を取りまとめるにあたっての意見を求める。

○委員長

特に無いようなので、事前評価に記載した意見、今回の質疑の内容等を踏まえ、事務局で取りまとめをお願いする。

[今回評価予定施策の評価が全て終了。その他特になし。]

【閉 会】